

新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 大阪府は、府内企業による蓄電池、太陽電池、燃料電池等に関する研究開発や試作開発やデータ収集・試験分析・評価などの取組みを支援することにより、新エネルギー産業を創出するため、予算の定めるところにより、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 府内企業 府内に主たる事業所等を有する者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から4号に規定する事業を営む者であって、次のいずれにも該当しない者をいう。
 - (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
 - (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有するもの。
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。
- (3) それ以外の事業者 中小企業者ではない者をいう。

（補助事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、府内企業による蓄電池、太陽電池、燃料電池等に関する研究開発や試作開発に加えて、大学等研究機関による実用化や事業化に欠かせないデータ収集・試験分析・評価などの新エネルギー産業創出に資する取組みであって、知事が適当と認めたものとする。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 現在事業を営んでいない者で、府内において創業を予定されているもの
- (2) 府内に主たる事業所等を有する事業者

（補助金の交付対象経費等）

第5条 知事は、別表1に掲げるもののうち、補助事業者が行う補助事業に必要なかつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、1,000万円を限度とする。ただし、補助率については、中小企業者が補助対象経費の2分の1以内、それ以外の事業者は、補助対象経費の3分の1以内とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金 事業計画書
- (2) 要件確認申立書（様式第1-2号）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の内容等の変更申請等)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(変更承認の特例)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表1の各経費区分相互間における20%以内の金額の配分変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書(様式第5号)により申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げ承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、補助事業遂行状況報告書(様式第6号)を、当該補助金の交付の決定を受けた年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の1月30日までに補助事業を完了又は廃止したときは、この限りでない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書(様式第7号)を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出しなければならない。

(検査等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査することができる。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付の決定通知を受け取った日以後、速やかに概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間または次条第3項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間

- 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(実施結果の事業化報告)

第16条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業に係る過去一年間の事業化状況について、毎会計年度終了後15日以内に事業化状況報告書(様式第11号)を知事に提出することにより報告しなければならない。

(知的財産権に関する届出)

第17条 補助事業者は、補助事業に基づく発明又は考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等(以下「知的財産権」という。)を、補助事業年度及び補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく知的財産権取得等届出書(様式第12号)を知事に提出することにより届け出なければならない。

(収益納付)

第18条 知事は、事業化状況報告書により、補助事業者において、当該補助事業の実施結果を基に事業化が図られたとき、又は知的財産権の譲渡、実施権の設定があったとき、その他当該補助事業の実施結果を他に供与したことにより収益が生じたと認められたときは、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。

(成果の発表)

第19条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に発表させることができる。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

別表1（要綱第5条第1項関係）

経費区分	細目	補助対象経費の内容	備考
研究開発費	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費	
	開発委託費	共同研究費、研究開発の一部を委託する経費	研究開発費の2分の1以内
	開発事務費	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、その他経費	
試験分析費		データ収集、試験分析、評価等にかかる経費	

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 振込手数料や汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費
- ・ 直接人件費に相当する経費